別紙（2）違法検定一覧表

【凡例】

1）一行目太字見出し中の最初の数字は整理番号である。０１から５０まである。次の欠陥箇所番号は、令和元年 12 月 25 日に文科省から交付された「検定審査不合格理由書」の整理番号にあたる。その次のタイトルは、内容がわかるように便宜的につけたものである。

2）枠で囲われた部分は、上記「検定審査不合格理由書」から該当箇所を貼り付けたものである。０１番についてのみ、各欄の意味を示す凡例となっている。

3）枠に続く地の文は、検定が不正でありダブルスタンダードであることの説明である。

4）図版は各社の検定申請図書から該当箇所の必要な部分を切り取ったものを掲載する。教科書会社名とページのあとの記号は、×が検定意見を付され欠陥箇所に指定されたことを示し、〇は検定意見がつかずそのまま認められたものであることを示す。また、必要に応じ図中に焦点となる箇所を赤線で囲んで示した。（なお、指摘箇所のページは検定申請本のものである。）

０１　欠陥箇所番号 223　長屋の一角

番号	指摘箇所 ページ／行		指摘事項	指摘事由	検定基準
223	142	写真	「長屋の一角」を示す写真と「4 畳半」を示す写真	生徒が誤解するおそれのある表現である。(写っている「長屋の一角」 と 「4 畳半」が復元されたものであることがわからない。)	3-(3)

本来、この指摘は不適切である。深川江戸資料館のフロアーにしつらえられた展示であるから、誰も現地であると誤解する者はいない。復元されたものであることを教科書で断る必要はない。

自由社 p 142 と同じ場面が、学び舎 p 121 に掲載されているが、同様に復元されたものであることは書いていないにもかかわらず、こちらには検定意見は付いていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社　p 142　×

長屋の一角。稲荷（右奥）、井戸（右手前）、ゴミ箱（左手前）、厠（左奥）。

学び舎 p 121　〇

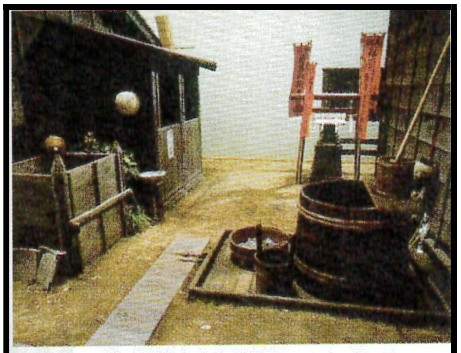

5 共同井戸・便所とごみ溜め
〈深川江戸資料館蔵〉

０２　欠陥箇所番号 185　エルサレム

185	102	写真	③エルサレム	表記が不統一である。(同ページ,写真「①サンピエトロ大聖堂」には世界遺産マークがある。)	3-(4)

本来、この指摘は不適切である。サンピエトロ大聖堂は建造物であるからそのまま世界遺産になり得

るが、エルサレムは都市名（地名)であり、地名がまるごと世界遺産になることはない。指定された世界遺産はあくまで、エルサレムの「旧市街とその城壁群」である。

教育出版ｐ99 にもエルサレムという見出しのもと同類の写真が掲載されているが、こちらには何の検定意見もついていない。しかも、その対向ページには、自由社と同じサンピエトロ大聖堂が置かれていて、全く同じ配置パタンであるにもかかわらず、そのまま合格しているのに、自由社だけが欠陥箇所とされているのは、ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ102

自由社　ｐ102　×

教育出版　ｐ98

教育出版　ｐ99　○

０３　欠陥箇所番号 309　補助艦の比率

309	225	囲み	⑧軍縮の時代」7～8 行目　「米英日の補助艦の比率が 10:10:7 に定められ」	不正確である。 (日本の比率)	3-(1)

日本の比率は正確には、百分比で 69.75 パーセントであった。しかし、それは中学校段階の学習課題ではない。「不合格理由に対する反論書」には、「69.75 パーセントを 7 割と表現するのは特別のことではない」と書いたところ、「反論認否書」では、「『69.75%』とするには歴史的に大きな意味があり、『7 割』とするのは不正確である。反論は認められない」との理由で否とされた。

ところが、帝国書院ｐ216 も「米 10：英 10：日 7」、日本文教出版ｐ231 も「米 10、英 10、日 7」としているのに何の検定意見もついていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ225　×

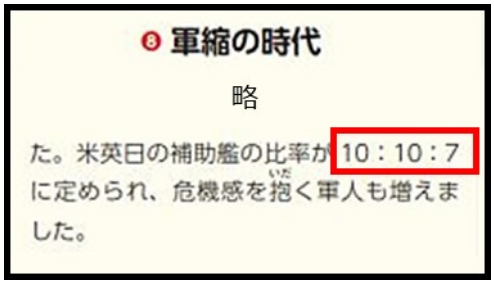
❽ 軍縮の時代

略

た。米英日の補助艦の比率が10：10：7に定められ、危機感を抱く軍人も増えました。

帝国書院　ｐ216　○

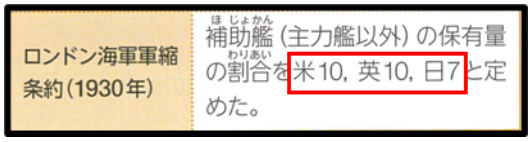
ロンドン海軍軍縮条約(1930年)	補助艦(主力艦以外)の保有量の割合を米10, 英10, 日7と定めた。

日本文教出版　ｐ231　○

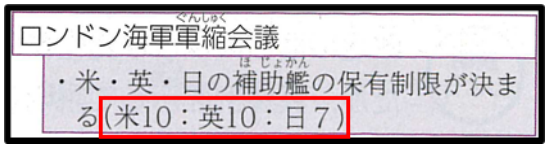
ロンドン海軍軍縮会議

・米・英・日の補助艦の保有制限が決まる(米10：英10：日７)

０４　欠陥箇所番号 71　ヤマト王権

71	36	囲み	「歴史の言葉 ④大和朝廷」中,「「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(「ヤマト」の意味)	3-(3)

「ヤマト王権」のカタカナ書きは「地名との混同を避けるため」と書いたことが欠陥箇所とされたため、「不合格理由に対する反論書」で反論したところ、「認否書」では「『ヤマト』にも地名としての意味があり、反論は認められない」とされた。

ところが、帝国書院ｐ30 でも、「後の地域名の『大和』と区別するため、『ヤマト』と表記しています」と書かれている。ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ36　×

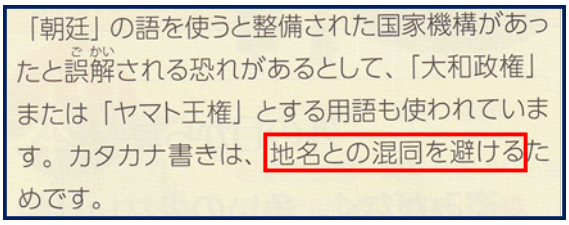
「朝廷」の語を使うと整備された国家機構があったと誤解される恐れがあるとして、「大和政権」または「ヤマト王権」とする用語も使われています。カタカナ書きは、地名との混同を避けるためです。

帝国書院　ｐ30　○

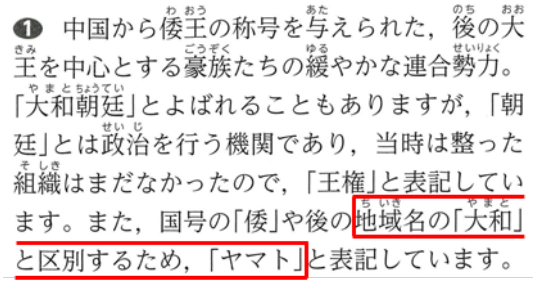
❶ 中国から倭王の称号を与えられた，後の大王を中心とする豪族たちの緩やかな連合勢力。「大和朝廷」とよばれることもありますが，「朝廷」とは政治を行う機関であり，当時は整った組織はまだなかったので，「王権」と表記しています。また，国号の「倭」や後の地域名の「大和」と区別するため，「ヤマト」と表記しています。

０５　欠陥箇所番号 170　惣の掟

170	89	囲み	「⑤惣の掟の例」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(三ケ条がそれぞれ出された時期)	3-(3)

三カ条がそれぞれ出された時期を書いていないことをもって、同時に出されたものと誤解するおそれがあるとの指摘であるが、東京書籍ｐ83、日本文教出版ｐ95 も自由社と同じ扱いをしているにもかかわらず、検定意見が付いていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ89　×　　東京書籍　ｐ83　○　　日本文教出版　ｐ95　○

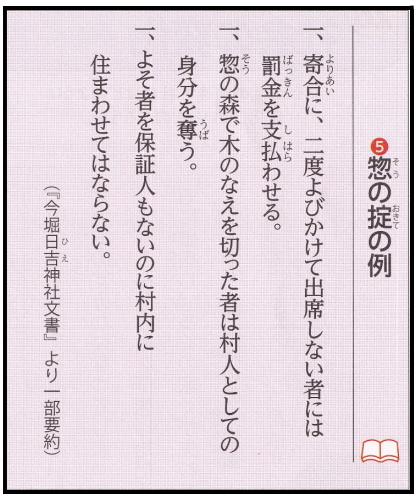

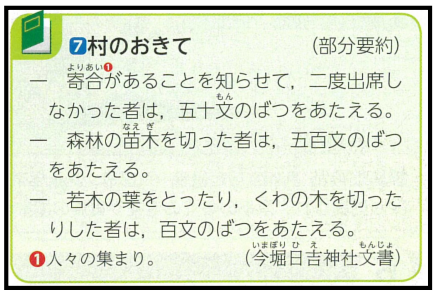

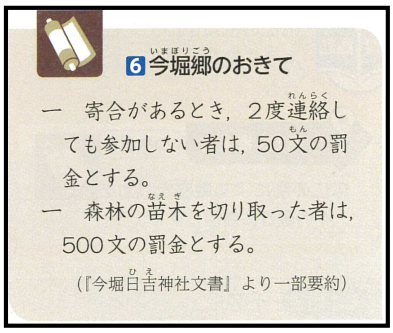

０６　欠陥箇所番号 374　東京オリンピック

374	269	10 右	オリンピックには 93 か国 5588 人が参加しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (93 か国)	3-(3)

「93 か国」について前回検定で認められていたと反論したところ、「反論認否書」では、「改めて精査した結果、申請図書の記述では誤解するおそれがある」として否とされた。

ところが、東京書籍 p 243 は「93 の国と地域」、学び舎 p 264 は「国と地域は･･･93」と、同じ数字をあげている。「国と地域」が欠けているのが理由だとすれば、日本文教出版 p 260 が、「94 か国」として同じく「国と地域」が欠けているのに検定意見が付いていないことが説明できない。ダブルスタンダード検定である。

自由社　p 269　×

オリンピックには93か国5588人が参加

東京書籍　p 243　○

日本で開催されたオリンピック・パラリンピック
1964年10月10日，東京で第18回オリンピック大会が開催され，93の国と地域から5152人の選手が参加

学び舎　p 264　○

送は人工衛星で海外にも同時中継されました。参加した国と地域には，新たに独立したアジア・アフリカの国々が加わり，それまでで最高の93となりました。マラソンでは，エチオピアのアベベ選手が優勝しま

日本文教出版　p 260　○

1964（昭和39）年には94か国の選手を集め，アジアで初めて開いたオリンピックの会場になりました。

０７　欠陥箇所番号 241　レザノフ来航

241	156	10 12	1804（文化元）年にはレザノフが派遣されて幕府に通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し日本人を殺傷しました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係）	3-(3)

これについての三つの教科書の記述を掲げる。（下線は引用者による）

▽自由社 p 156･･･1804（文化元）年には、レザノフが派遣されて幕府は通商を求めました。幕府が鎖国を理由に拒否すると、彼らは樺太や択捉島にある日本人の居留地を襲撃し、日本人を殺傷しました。

▽山川出版社ｐ140-141･･･幕府が長崎での交渉をするとしたため、ロシアは1804（文化元）年、使節レザノフを長崎へ派遣したが、幕府は新たな通商は認められないとして、交渉を打ち切った。これに対し、レザノフの部下が、樺太（サハリン）や択捉島を襲撃する事件が起こった。

▽育鵬社ｐ140･･･1804（文化元）年には、ロシア使節レザノフが長崎に来航し、再び通商を求めましたが、幕府は応じませんでした。そのためロシア船が樺太や択捉島に攻撃を加えました。

このうち、自由社にのみ次の検定意見がついた。「生徒が誤解するおそれのある表現である。（幕府の通商拒否と日本人居留地襲撃との時間的関係）」。

しかし、いずれの教科書においても、①レザノフが長崎に来航し幕府に通商を求めた、②幕府はこれに応じなかった、③ロシア船は樺太や択捉島を襲撃した、という時間軸に沿った三つの事実の記述があり、②と③の間に因果関係を認める記述（傍線の箇所）となっている点において共通している。山川出版社と育鵬社には検定意見がつかず、自由社にのみ欠陥箇所指定をしたのは、ダブルスタンダード検定である。

０８　欠陥箇所番号361　日中戦争長期化の原因

361	253	右上囲み	(課題②について書いたさくらさんのノート】中，「⑤日本と中国の紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。(日中戦争長期化の原因)	3-(3)

これについて、4つの教科書の記述を比較する。

▽自由社ｐ253･･･日本と中国との紛争においてアメリカは中国を支援し、日中戦争が始まってからも援蒋ルートによる支援を続けたので、日中戦争は泥沼化した。

▽山川出版社ｐ240･･･物資の支援路（援蒋ルート）を通じてアメリカやイギリスなどからの援助を受けながら抗戦を続けたため、日中戦争は長期戦となった。

▽日本文教出版ｐ245･･･国民政府はアメリカやイギリスなどの援助を受けて抗戦をつづけ、戦争は長期化していきました。

▽帝国書院ｐ238･･･アメリカ・イギリス・ソ連などの支援を受けて抵抗を続けたため、戦争は長期戦となっていきました。

いずれも米英等の支援が日中戦争長期化の原因であるとする点で同じである。しかるに、自由社にのみ「生徒が誤解するおそれのある表現である。（日中戦争長期化の原因）」という指摘がなされ、欠陥箇所とされたのはダブルスタンダード検定である。

０９　欠陥箇所番号94　聖徳太子と厩戸皇子

94	44	18 19	聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして，扱いが不適切である。 (内容の取扱い(3)のアの「後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れること」)	2-(1)

指摘事由では、学習指導要領の「後に『聖徳太子』と称されるようになったことに触れること」という規定に反するというが、育鵬社ｐ46 にも、「このときに摂政となり、馬子とともに推古天皇を支えたのが、幼いころからすぐれた才能を示し、蘇我氏と血縁のある皇族の聖徳太子（厩戸皇子）でした。」とあり、「後に『聖徳太子』と称されるようになったこと」には触れていないにもかかわらず、検定意見が付いていない。
ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ44　×

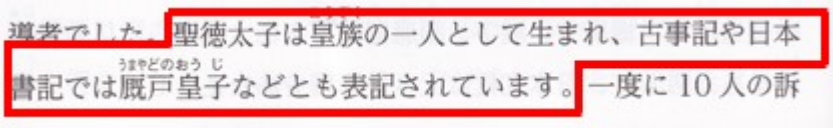
導者でした。聖徳太子は皇族の一人として生まれ、古事記や日本書記では厩戸皇子などとも表記されています。一度に 10 人の訴

育鵬社　ｐ46　○

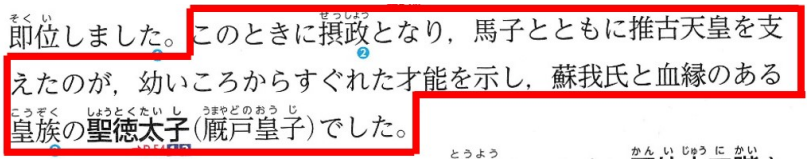
即位しました。このときに摂政となり，馬子とともに推古天皇を支えたのが，幼いころからすぐれた才能を示し，蘇我氏と血縁のある皇族の聖徳太子(厩戸皇子)でした。

１０　欠陥箇所番号 240　欧米諸国の日本接近

240	156 157		「49 欧米諸国の日本接近」（全体）	学習指導要領に示す内容に照らして，扱いが不適切である。 （内容 B(3)のアの(エ)の「社会の変動や欧米諸国の接近，幕府の政治改革，新しい学問・思想の動きなどを基に，幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解すること」）	2-(1)

自由社の歴史教科書は、「欧米諸国の日本接近」という単元を、近世の最後ではなく近代の最初に置いている。それは、近代日本の始まりを教える際に、「ペリー来航」の単元からいきなり始めるよりも、それ以前から欧米諸国の日本接近という事実があり、すでに日本人の中に危機感を持つ者がいたことを伏線として知ることで、ペリー来航時の日本人の反応を生徒は理解しやすくなるという、教育現場からの強い指摘があったからである。しかし、これは指導要領に反するとして検定意見がつけられた。

学習指導要領には、「近世の日本」の学習内容として、「社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどをもとに、幕府の政治が次第に行き詰まりを見せたことを理解すること」（下線は引用者）

ところが、帝国書院も日本文教出版もこの学習内容を「近代」に入れている。とりあげるトピックも、間宮林蔵、異国船打払令、蛮社の獄の３つで、自由社と同じ内容である。以下に各社の目次のみ切り出して示す。これは大がかりなダブルスタンダード検定である。

自由社　目次　×

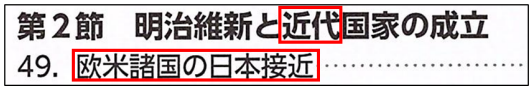
第２節　明治維新と近代国家の成立
49. 欧米諸国の日本接近

帝国書院　目次　○

第４章　近代国家の歩みと国際社会
1　日本を取り巻く世界情勢の変化

日本文教出版　目次　○

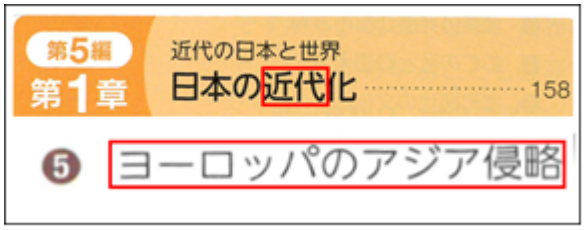

１１　欠陥箇所番号 134　警備の武士

134	70	写真	①キャプション中，「警備の武士、僧兵たち」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「武士」）	3-(3)

自由社ｐ70 のキャプションで「警備の武士」が欠陥箇所とされたが、同じ図版に付けた帝国書院ｐ62 の「警備する武士」はノーマークで合格している。ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ70　×

帝国書院　ｐ62　○

１２　欠陥箇所番号 130　古代までの日本

130	68		兄の一段目の吹き出し中，「古代までの日本は、約 20 万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11 世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。」	生徒にとって理解し難い表現である。（アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味）	3-(3)

まず、この検定意見は、意味不明である。「アフリカにおけるホモ・サピエンス誕生と日本の古代史とを結ぶ意味」が「生徒にとって理解し難い」というが、それは学習指導要領が人類誕生から古代日本までの時代をひとまとまりにして一つの章「古代までの日本」で扱うことを要求しているから、自由社の教科書も仕方なく、最後の
ページの兄弟問答の中で、兄に上記のようなセリフをしゃべらせているだけなのだ。それなのに、ホモ・サピエンス誕生と日本古代史とはどういう関係があるのか（直接の因果関係など想定すること自体が無意味である）という指摘を行うとは理解し難い。文句があるなら学習指導要領に向かって言っていただきたい。

ところが、東京書籍 P19 には、「第２章　古代までの日本」始めるに当たって「この章では、人類の誕生から平安時代の中ごろまでの時代について学習します」と書かれている。自由社のまとめの記述と同じなのに、東京書籍には何の検定意見もつけられていない。ダブルスタンダード検定である。

自由社 P68　×

(兄)

古代までの日本は、約 20 万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」（知恵のあるヒト）の誕生から、11 世紀末の摂関政治の終わり頃まで、とても長いね。それで、下のまとめ図では、これを４つにわけているんだね。

１３　欠陥箇所番号 33　氷河期の日本列島

33	21	図	「④日本人の祖先が来た 3 つのルート」中，津軽海峡	生徒にとって理解し難い表現である。（同地図キャプション中の「津軽海峡は 100m 以上の深さがあったので」 との関係が理解し難い。）	3-(3)

地図上で、氷河期には地続きだった朝鮮半島から渡ってきたナウマンゾウは本州から見つかる。一方、深さ 100m以上あった津軽海峡は、氷河期でも地続きにはならなかったが、人は氷の上を歩いて本州に渡ってきた。しかし、体重が重いマンモスは渡ることが出来ずに、マンモスの化石は北海道からしか見つからない。以上のことを自由社ｐ21 の地図は表している。

検定意見は、自由社検定申請本の地図で津軽海峡が本州と地続きとなっているように見えるので、上記の説明と矛盾する、という意味である。

しかし、それを指摘するなら、東京書籍ｐ30 の地図でも、津軽海峡は陸続きのように見え、さらに、悪いことに、朝鮮半島ルートは海で隔てられている。従って、矢印で示したナウマンゾウの移動経路は成り立たない。それにもかかわらず、検定意見はついていない。この時点でダブルスタンダード検定が確定する。

この教材を取り上げている全社の扱いを、検定の論理で一覧表にすると次の通りである。

	津軽海峡ルート	朝鮮半島ルート	検定意見
正解	**海**	**陸続き**	
自由社	陸続き	陸続き	×
山川	陸続き	陸続き	○
帝国	陸続き	海	○
東書	陸続き	海	○
日文	海	海	○
教出	海	海	○
学び舎	海	海	○
育鵬社	判別不能	判別不能	○

文科省の基準による正解は一社もない。それなのに、自由社だけが欠陥箇所とされ、他社はすべて不問に付されている。ダブルスタンダード検定である。

なお、補足すれば、北海道のナウマンゾウについては、マンモスのように大陸北回りで入って来たとする説がある。つまりナウマンゾウは西回りの朝鮮半島経由で本州に入った経路と北回りで北海道に至った経路の二つの経路が考えられている。

自由社 P21　×

東京書籍　○

日本文教出版 P28　○

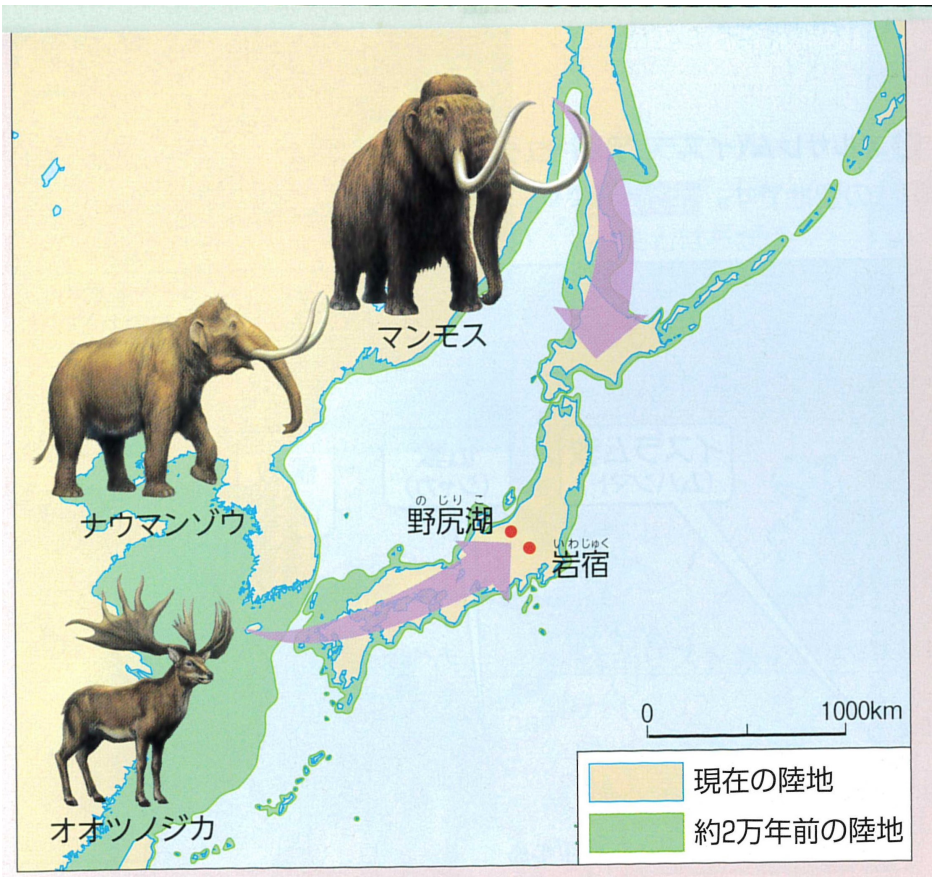

↑ 1 大陸と陸続きのころの日本列島（約2万年前）

１４　欠陥箇所番号 57　水田稲作の伝来ルート

57	31	16 17	稲作は、長江流域から伝わったものと考えられるようになりました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。（水田稲作の伝来ルートについての学説状況）	3-(3)

帝国書院 p 17 図 5「世界各地の文明と栽培植物が伝わった方向」の中の記述では、稲の伝播は東南アジア→中国揚子江流域→日本となっており、朝鮮半島ルートで伝播した記述がないにもかかわらず、検定意見はついていない。帝国書院の本文中では、中国、朝鮮からの伝播説に触れてはいるとはいえ、 p 17 の図に関してなにも検定意見が付かないのは、学説状況で自由社検定本に意見を付ける態度と矛盾する、ダブルスタンダード検定である。

イネの起源は従来の朝鮮半島伝来説の他に台湾→沖縄説、中国大陸からの直接伝来説が考えられるようになった。沖縄での水耕遺跡の状況を踏まえたうえで、この 3 つのうちで農林水産省の考える最有力説は中国大陸からの直接伝来説である。この学説の流れを反映したものが自由社検定本の記述である。

帝国書院 P17　○

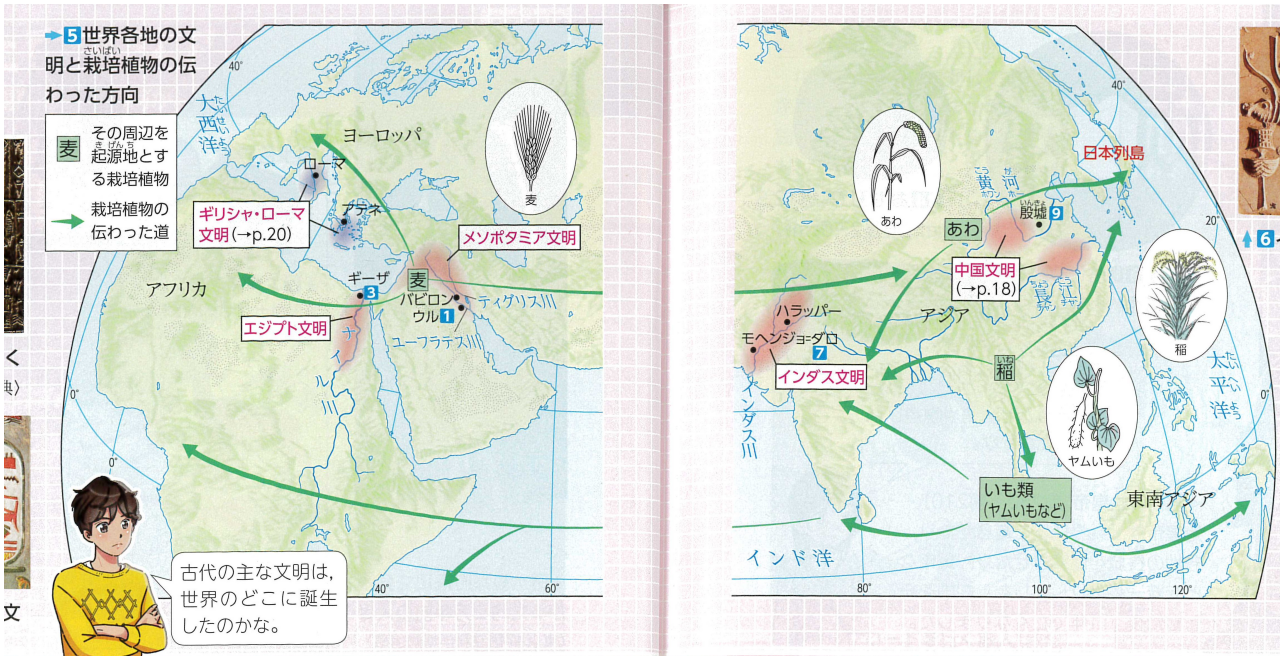

１５　欠陥箇所番号 92　仏教伝来

92	44	24	欽明天皇の治世であった 552 年、金銅(銅・青銅の金メッキ)の仏像と経典を大和朝廷に献上しました。これを仏教伝来といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現ある。（仏教伝来の年についての現在の学説状況）	3-(3)

仏教伝来の年に関して、538 年（6 世紀前半）説と 552 年（6 世紀半ば）説の二つの説があることはよく知られている。どちらをより有力と見るかについても学者によって異なり、変遷もある。だから、本来検定ではどちらの説も認めるべきである。

上記の指摘は、538 年伝来説が学説上主流であるとする見方に立っている。育鵬社 p 41 の「6 世紀前半には、仏教が伝来しました」や、学び舎 p 38 の「仏教は 6 世紀前半に、朝鮮半島の百済から伝えられました」という記述に検定意見がつかなかったのは、検定意見の立場からは整合的である。

しかし、それならば、東京書籍ｐ35 の「6 世紀半ばに仏教を伝え」や、山川出版社ｐ36 の「6 世紀半ばに百済から仏教が伝えられると」という記述になぜ検定意見が付かないのか。東京書籍や山川出版社に検定意見を付けず、自由社にのみ欠陥箇所指定するのは、ダブルスタンダード検定である。

１６　欠陥箇所番号 136　院政

136	71	4 5	院政が始まると、白河上皇は、税の免除などの特権を荘園に与えたので、多くの荘園が上皇のもとに集まりました	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (税を免除する主体)	3-(3)

この記述はなぜ欠陥箇所になるのか理解出来ない。税を免除する主体は名目上天皇であるから、という形式論なのかも知れないが、それならば、育鵬社ｐ75 の「上皇は荘園に多くの権利をあたえて保護したため」という記述になぜ検定意見が付かないのか理解不能であり、ダブルスタンダード検定である。

１７　欠陥箇所番号 16　新元号

16	9	21 - 22 右	大化から■■まで（同ページ下歴史モノサシ，11 ページ右 22～23 行目，49 ページ囲み⑤，279 ページ囲み⑤，及び小見出し「平成から〇〇へ」，巻末折込年表「二〇一九」も同様）	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)

□自由社　ｐ９

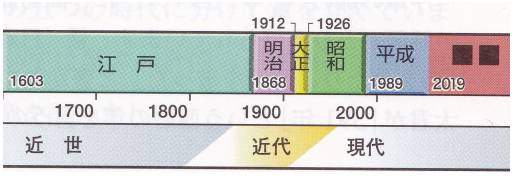

「理解し難い」のは当然である。伏せ字なのだから。伏せ字を８箇所も使う必要が生じたのは、当初予想されていたよりも新元号「令和」の発表が遅れて４月１日にズレ込んだため、４月中旬に文科省に検定申請する教科書の印刷が間に合わなかったからである。間に合わなくても、５月の天皇の代替わりに伴って新元号が制定されることは確実なのだから、取り敢えず■■、◆◆、〇〇、のように伏せ字扱いをしたのである。

しかし、この伏せ字のまま生徒の手に渡るわけではない。教科書会社に自主訂正の機会が二度ある。

一度は三月末に検定に合格したあとだ。各地の教育委員会や学校でどの教科書を使うか選ぶことを採択という。採択のためには見本本がいる。そこで各教科書会社は各地の教育委員会に教科書の見本を送る。この見本に伏せ字が残るといけないから、教科書会社は文科省に申請して、伏せ字をまともな文字に訂正することを許可してもらうのである。

二度目は採択が終わる秋口から翌年四月の新学期、教科書が子供の手わたるまでの期間である。教科書会社は改めて自社の教科書を精査し、誤記誤植などを直す。情勢の変化もある。教科書に書いている国が消滅しているかもしれない。そういう場合に自主訂正を申告すれば認められる。

このように二度にわたってチェックされるから、間違っても伏せ字のまま生徒の手に渡ることはあり得ない。それを大真面目に「生徒にとって理解し難い表現である」などとして検定意見をつけるのは、不当である。

こうした事情はどこの教科書会社も同じで、教育出版は令和２年８月１４日、上記の訂正申請制度に基づき、以下のような訂正申請を行い、認められている。教育出版は空欄にしておいたのだが、「生徒が理解し難い表現である」との検定意見はつかなかった。空欄の自由社は合格で、伏せ字の自由社は検定意見が付けられるというのはいかなる理由を構えてもダブスタ検定と言わざるを得ない。

□教育出版　年表　訂正申請（令和３年８月１４日）

１８　欠陥箇所番号 189　マゼランの出航地

189	105	図	「④地球を二分しようとしたポルトガルとスペイン」中，「マゼラン」の線	生徒が誤解するおそれのある図である。(同ページ表「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓(ス)はスペイン、（ポ)はポルトガル」中，「1522 マゼラン(ス)」に照らして，マゼランの出港地を誤解する。)	3-(3)

自由社 p 105 の地図では、マゼランの出航地をポルトガルの首都リスボンとしていたが、同じ頁の年表では、「1522 マゼラン（ス）」と記していた。(ス)とはスペインのことである。つまり、全体としては、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということになる。これでは生徒が誤解するのではないかと考えてつけられた検定意見であろうが、何も問題はない。

日本文教出版、教育出版、育鵬社の３社も、自由社と同じく、スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したとしている。ところが３社のうち、日本文教出版にだけ検定意見が付けられ、教育出版と育鵬社には意見が付かなかった。これもダブルスタンダード検定である。

自由社 P105　×

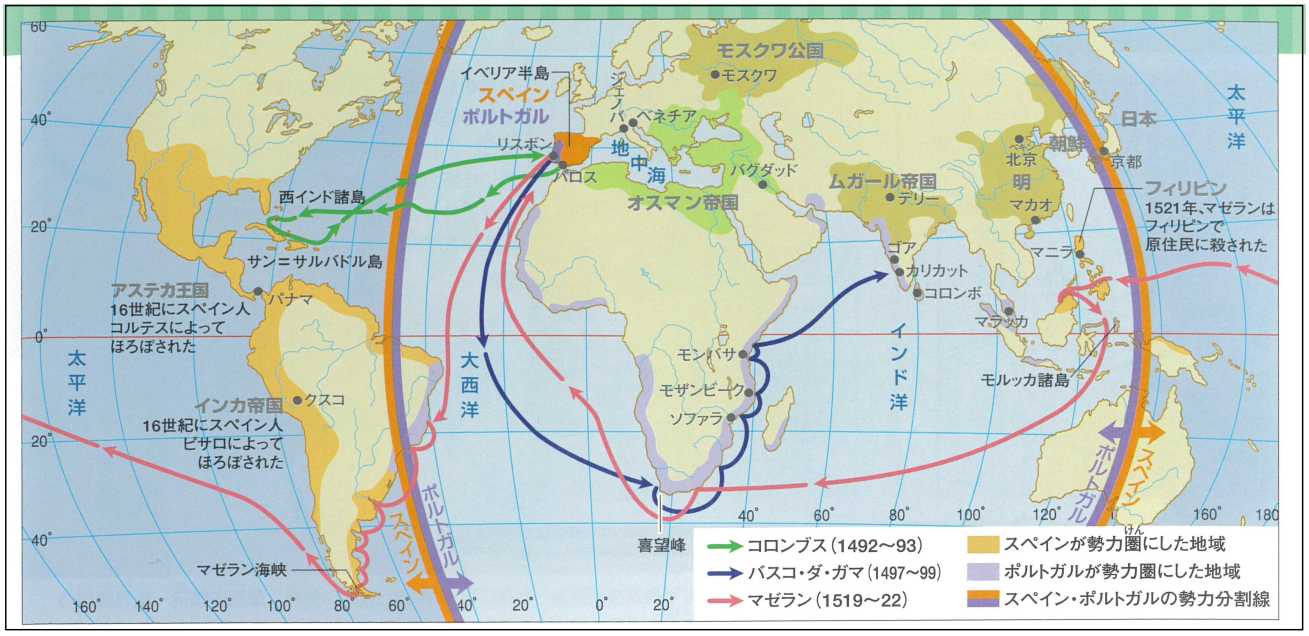

自由社 P105

❺ヨーロッパ人による新航路の開拓

（ス）はスペイン、（ポ）はポルトガル

年	事　　蹟
1492	コロンブス（ス）、大西洋を横断しアメリカ大陸に到達
1498	バスコ・ダ・ガマ（ポ）、アフリカ南端の喜望峰を回り、インドに到達
1522	マゼラン（ス）、南米大陸の南端を経て太平洋からフィリピン到達、世界一周を達成

※ 1534 年、カトリックのイエズス会創立。

日本文教出版 P114　自由社同様に×

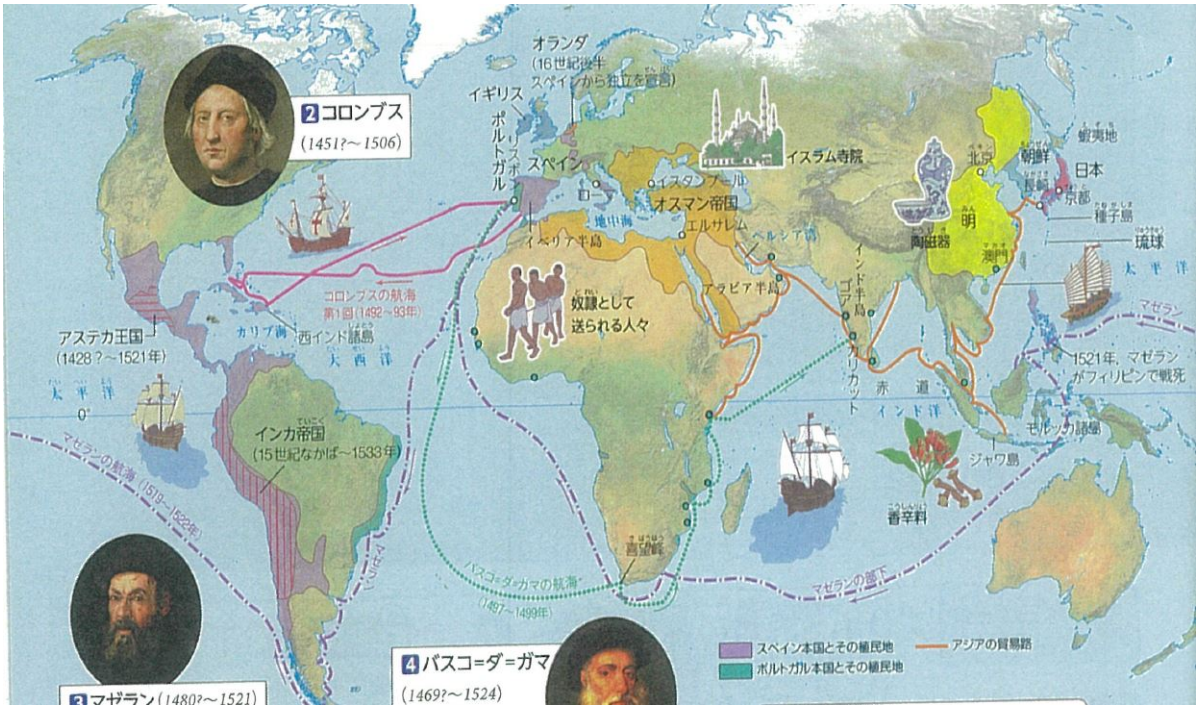

育鵬社 P108　○

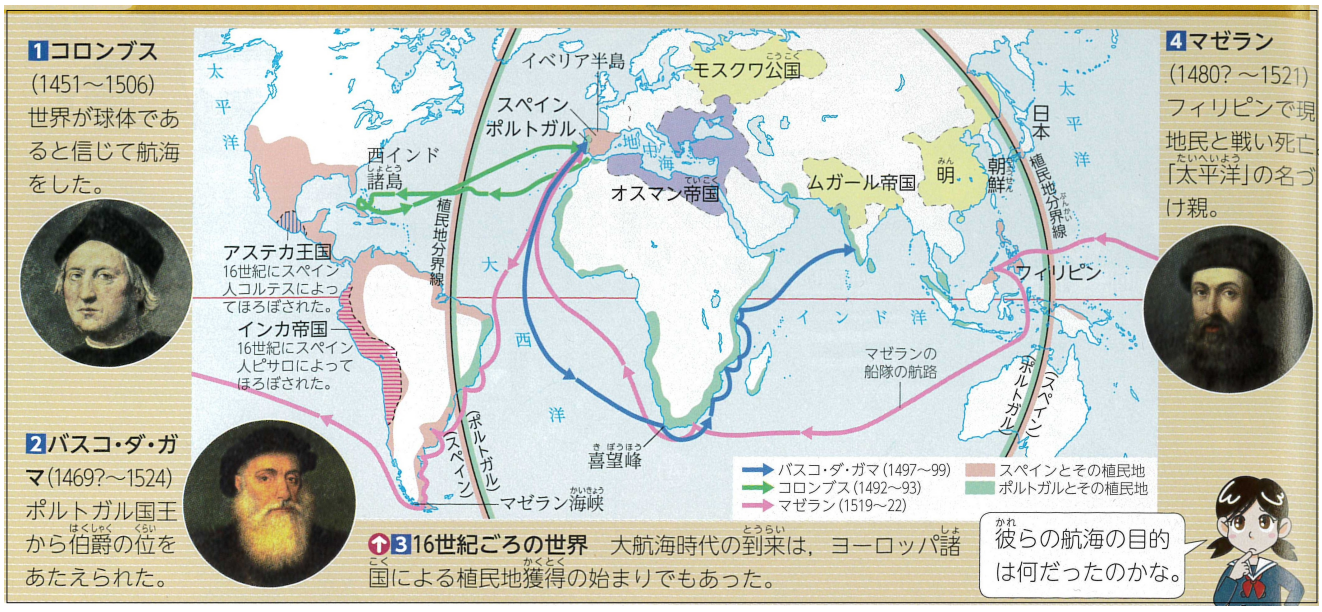

教育出版 P103　○

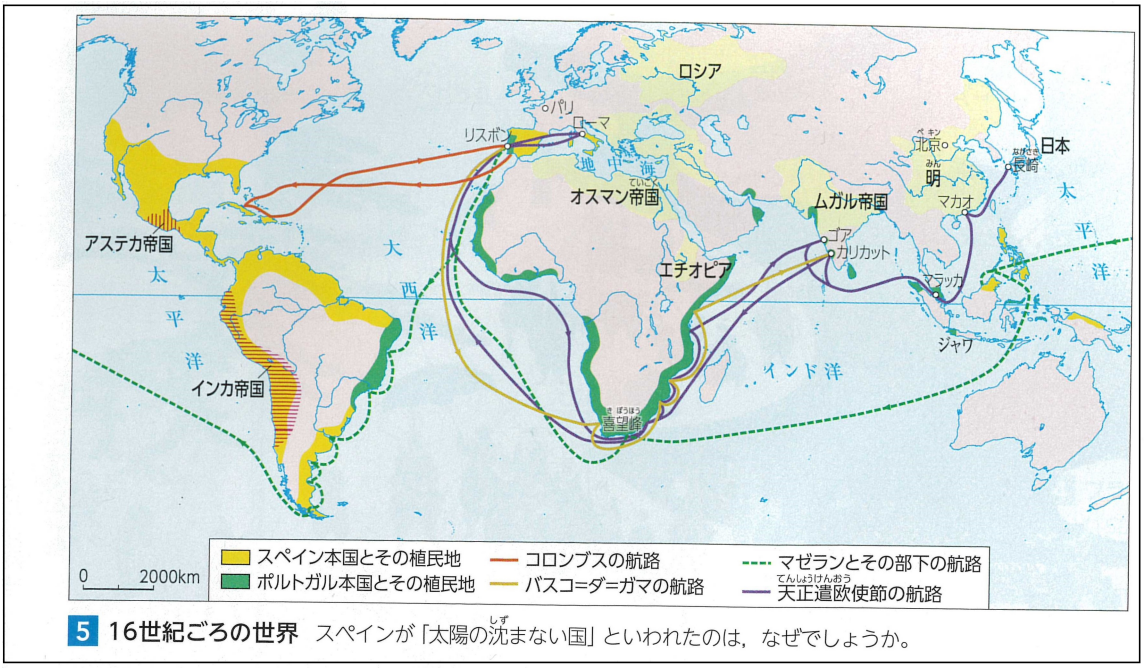

１９　欠陥箇所番号 252　坂本龍馬と大政奉還

252	162	写真	「⑤坂本龍馬」キャプション中，「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (龍馬の実際の行動)	3-(3)

この検定意見自体が極めて不当である。坂本龍馬が薩摩・土佐両藩の間で周旋を行い、両藩が大政奉還に合意した薩土盟約の議論にも参加していたことは、史料上明白である。また、大政奉還前日にその採否を決める会議に出席する後藤象二郎にあてた書簡が確認されている（日本経済新聞電子版、2010 年 6 月 16 日）。しかも、最近、「船中八策」不在説が出ている学説状況も見据えて、「はたらきかけたともいわれます」という、断定を避けた慎重な書き方を敢えてしている。

しかし、自由社の「反論書」に対する「認否書」では、「一般的な記述ではなく、坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれがある」として否とした。自由社の記述は「一般的な記述」に過ぎず、「坂本龍馬の実際の行動を誤解するおそれ」などあり得ない。

ところが、他社の記述を見ると、坂本龍馬が大政奉還に関与したと記す教科書は自由社以外に 4 社もある。

▽教育出版 p 166

坂本龍馬と大政奉還

翌年 6 月、龍馬は、長崎から京都に向かう船の中で、土佐藩の後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。その内容は①幕府が政権を朝廷に返したうえで、朝廷を中心にした統一国家をつくること（中略）などであったとされています。

後藤は、その後、土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め、10 月に大政奉還が実現しました。

独立のコラムで「坂本龍馬と大政奉還」と銘打ち、「船中八策」を詳細に書いて坂本龍馬の功績として断定した、この教育出版の記述に対しては何の検定意見も付けず、断定を避けた自由社の記述を欠陥箇所に仕立てる教科書検定は、ダブルスタンダード検定である。

▽日本文教出版 p 178-179　大コラム「新しい世の中をめざした人々」

幕府に代わる政府を考えた海援隊

海援隊は、幕末、土佐藩(高知県)を脱藩した浪士の坂本龍馬が中心となり、長崎を本拠地として結成された組織です。主に薩長両藩のために武器の購入斡旋などにあたりました。しかし、海援隊は単なる商社ではありませんでした。幕藩体制とは異なる国家の姿を模索し提案するなどした政治結社でもありました。そこでは憲法を定め、議会を開設するという新しい国家構想が議論されていました。この構想は、土佐藩の大政奉還建白書にひきつがれていくこととなりました。

囲み⑥海援隊で議論されていた国家構想

一　(幕府は)政権を朝廷に返し、政治のきまりは、朝廷から出されるようにすること（以下、略）

▽帝国書院 p 166　坂本龍馬写真キャプション

新しい時代に必要な八つの政策を語り、大政奉還の実現に力を尽くしました。

▽育鵬社 p 175

大政奉還

公武合体の立場をとる土佐藩では、坂本龍馬や後藤象二郎が、前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に、討幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は、幕府による政治はこれ以上続けられないと判断し、1867(慶応３)年１０月、京都の二条城で、政権を朝廷に返すことを発表しました(大政奉還)。

これら 4 社の記述は、いずれも坂本の大政奉還への関与を断定的に記述している。それに対して、「土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます」と断定を避けた慎重な言い回しをしている自由社の記述を欠陥箇所にするのは、ダブルスタンダード検定である。

自由社 P162　×

5坂本龍馬
(1835～67)
土佐藩を脱藩した浪人で、薩摩、長州両藩を説いて薩長同盟を実現させました。土佐藩を通じて徳川慶喜に大政奉還をはたらきかけたともいわれます。(高知県立歴史民俗資料館蔵)

教育出版 P166　○

坂本龍馬と大政奉還

坂本龍馬は，江戸幕府の軍艦奉行を務めていた勝海舟の門に入り，日本を取り巻く世界の情勢を知るなかで，それまでの尊王攘夷の考えから開国へと考えを改めるようになりました。そして1866年，幕府政治を終わらせるため，龍馬らの仲立ちによって，薩摩藩の西郷隆盛と長州藩の木戸孝允らが会見し，薩長同盟が結ばれました(←p.163)。

翌年6月，龍馬は，長崎から京都に向かう船の中で，土佐藩の後藤象二郎に「船中八策」とよばれる新しい日本の政治構想を話したといわれています。その内容は，①幕府が政権を朝廷に返したうえで，朝廷を中心にした統一国家をつくること，②上下の議院を設けて議員の話し合いによる政治を行うこと，③有能な人材を政治に登用すること，④欧米諸国と結んだ不平等条約を改正すること，⑤新たに憲法をつくること，⑥海軍を強化すること，⑦天皇直属の軍隊をつくること，⑧金と銀の交換比率を変更することなどであったとされています。

後藤は，その後，土佐藩を通じて大政奉還を徳川慶喜に勧め，10月に大政奉還が実現しました。

育鵬社 P175　○

公武合体の立場をとる土佐藩では，坂本龍馬や後藤象二郎が，前藩主の山内豊信(容堂)を通して慶喜に，倒幕派の先手を打って政権を朝廷に返すよう進言しました。慶喜は，幕府による政治はこれ以

２０　欠陥箇所番号 249　ペリー神奈川上陸図

249	159	写真	⑤タイトル「ペリー神奈川上陸図」	不正確である。	3-(1)

絵画の正式名称は、同一絵画であるが、東京国立博物館蔵では「ペリー提督神奈川上陸図」、横浜開港資料館蔵では「ペリー提督・横浜上陸の図」となっている。指摘は絵画の正式名称を書けという要求であると考えられるが、この指摘は当を得ていない。この絵画は文化史の教材として掲載しているのではなく、ペリー上陸のことがらを伝えている絵画であるというだけの目的で掲載しているに過ぎず、ここで正式名称を生徒が覚える必要のないものである。

このような観点からこの資料を掲載しているのは、自由社以外にも３社ある。

▽育鵬社ｐ171　ペリー神奈川上陸図　（東京国立博物館蔵)
▽山川出版社ｐ154　黒船来航図
　山川出版社ｐ166　黒船の来航　神奈川県　横浜開港資料館蔵
▽学び舎ｐ151　横浜に上陸するペリー(横浜開港資料館蔵)

これら３社は絵画の正式名称を記していないにもかかわらず、これらに対しては何の検定意見も付けていない。育鵬社の場合にいたっては「ペリー神奈川上陸図」という、自由社と全く同一のタイトルを付けているにもかかわらず、である。ダブルスタンダード検定である。

自由社　ｐ159　×

⑤ペリー神奈川上陸図　1854年1月、2回目に来航したとき、前年を上回る7隻（のちに9隻）の艦隊をひきつれ、約500名の兵士が儀仗兵のいでたちで上陸し、整然とした隊列の動きはさらに日本側を威圧しました。（神奈川県・横浜開港資料館蔵）

育鵬社　ｐ171　○

２１　欠陥箇所番号 274　日本の勢力図

274	189	図	「⑤列強による清国分割」の台湾の塗色及びキャプション中，「朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「勢力圏」)	3-(3)

検定意見は、塗色と「勢力圏」という用語の、二つの問題を指摘している。

まず、塗色の問題については、育鵬社 p 197 も、台湾、韓国、福建に同じ塗色を施し、日本の勢力範囲とする点で、自由社と全く同じであるにもかかわらず、育鵬社には検定意見が付いていない。ダブルスタンダード検定である。

次の「勢力圏」という用語の問題だが、山川出版社 p 196 にも「勢力圏」という言葉が使われているのに検定意見がついていない。この 1 箇所にダブルスタンダード事例が 2 つもあることになる。

自由社 P189　×　　育鵬社 P197　○

❺列強による清国分割（1899年当時） 朝鮮、台湾と、台湾に近い福建省が日本の勢力圏でした。

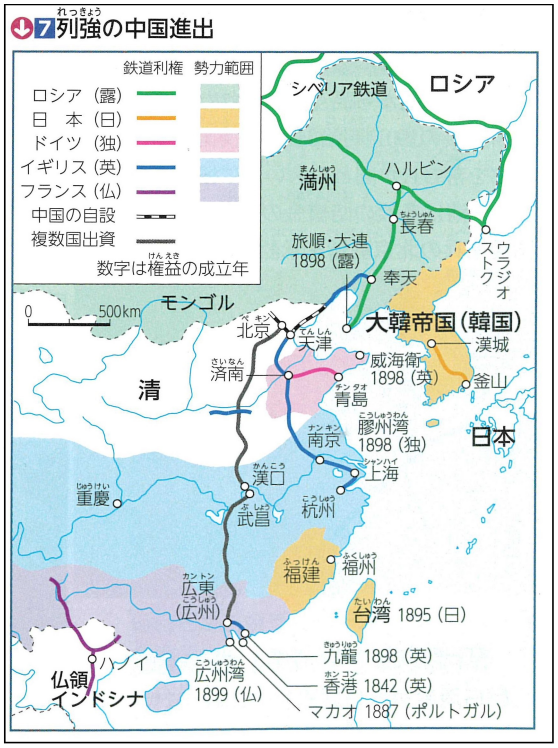

２２　欠陥箇所番号 336　坂口安吾「真珠」

336	239	囲み	「⑥開戦を聞いた文化人の声」中，坂口安吾の声（全体）	史料の扱いが公正でない。 （引用された史料は小説である。）	2-(9)

坂口安吾は私小説を得意とする小説家だが、「真珠」は事実をもとにした「エッセイ」と言ってよく、「日記」に近い。それゆえ、「史料が公正でない」とはいえない。

上記のように反論したところ、「認否書」で、「小説として掲載された作品であり、小説を日記やエッセイと同列に扱うことは資料の扱いとして公正でない。反論は認められない」と一蹴された。

ところが、東京書籍 p 241 では、〈島崎藤村と「破戒」〉という小コラムを設け、部落差別の実態を示す史料として、小説「破戒」の粗筋を紹介している。これに対しては「小説を史料として使うな」という検定意見は付いていない。同じ小説なのに、なにゆえに「破戒」は使ってもよいが「真珠」は使えないということになるのか。これは、ダブルスタンダード検定である。

自由社 P239　×

> **坂口安吾**（作家）「必ず、空襲があると思った。敵は世界に誇る大型飛行機の生産国である。ハワイをやられて引っ込んでいる筈はない。果たして東京に帰ることができるのであろうか」

東京書籍　○

島崎藤村と「破戒」

1906年に刊行された島崎藤村の小説「破戒」は，部落差別を正面から取り上げた作品です。主人公である瀬川丑松は，父親から「差別されないために，自分が被差別部落出身であることを他人に明かすな」という戒めを受けます。しかし，丑松の出身についてのうわさは広がり，追いつめられ，丑松はその戒めを破ることになります。一方，もう一人の主人公である猪子蓮太郎は，被差別部落出身であることをかくさず生きることで，反差別の姿勢をつらぬきます。「破戒」は，この二人の主人公の生き方を通して，当時の部落差別の実態をえがいています。

5「破戒」の初版本（長野県小諸市立藤村記念館蔵）

6島崎藤村（1872～1943）
長野県（現岐阜県）生まれ。詩集「若菜集」でロマン派の詩人として注目を集め，小説「破戒」で自然主義の先駆者となりました。

２３　欠陥箇所番号 349　沖縄戦の死者数

349	244	側注1	日本軍の死者約 9 万 4000 人を出す激戦の末	不正確である。（「日本軍の死者」）	3-(1)

「日本軍の死者約 9 万 4000 人を出す激戦」のこの数字は、資料の裏付けのある正確なものである。沖縄戦の死者数に関する他の 6 社の記述は次の通りである。

▽東京書籍 p 238･･･沖縄県民の犠牲者は、当時の人口の約 4 分の 1 に当たる 12 万人以上になりました。
▽日本文教出版 p 251･･･県民のおよそ 4 分の 1 にあたる 12 万人以上の人が命を落としました。
▽教育出版 p 246･･･約 60 万人の県民のうち、死者が 12 万人に達しました。
▽育鵬社 p 245･･･県民も含めた日本側の死者は 18 万～19 万人にのぼり、その半数以上は一般市民でした。
▽山川出版社 p 249 上欄･･･死者は軍民あわせて 18 万人余りに上った。当時の沖縄県の人口は約 50 万人であった。
▽学び舎 p 239･･･沖縄県民の死者は 15 万人（人口約 60 万人）にのぼったと推定されています。

6 社の記述を見ると、二つの点で互いに矛盾し合っていることが分かる。一つは沖縄県民の死者数である。東京書籍、日本文教出版、教育出版の 3 社は「12 万以上」としているのに対し、学び舎は「15 万人」としている。いずれかが間違っていることになるが、学び舎が間違っている。しかし、学び舎の「15 万人」という数字に対して検定意見は付いていない。

もう一つは、沖縄県の人口である。東京書籍、日本文教出版、山川出版社の 3 社はおおよそ 50 万人説をとっているのに対し、教育出版と学び舎は 60 万人説をとっている。いずれかが間違いだということになるが、不可思議なことに、いずれにも検定意見は付いていない。東京書籍等 3 社か、教育出版等 2 社か、いずれかに検定意見を付けるべきだったといえよう。

にもかかわらず、沖縄戦をめぐる犠牲者数などの数字に関しては、正しい数字を書いた自由社の記述が欠陥箇所とされ、間違いを書いた学び舎等の記述が検定合格した。ダブルスタンダード検定である。

２４　欠陥箇所番号 360　日英同盟

360	253	右上囲み	(課題②について書いたさくらさんのノート】中，「③ワシントン会議でアメリカは日英同盟の破棄に動いた。」	不正確である。 (「破棄」)	3-(1)

「検定審査不合格通知書」が交付された令和元年 12 月 25 日の説明会における教科書調査官の発言によれば、「無効になった」と書いていないから、というのが欠陥箇所とされた理由であった。

▽日本文教出版ｐ229･･･会議では、日英同盟の廃止や、中国の主権と領土を尊重することが決められ
▽帝国書院ｐ217･･･他方で、日本外交の中心であった日英同盟は廃棄されました。

上記の２社の教科書も、教科書調査官の求める「無効」という言葉を使っていない。それゆえ、自由社に対して「破棄は不正確である」と指摘するならば、同様に、日本文教出版に対しては「廃止は不正確である」、帝国書院に対しては「廃棄は不正確である」との検定意見を付けるべきではないか。自由社を差別したダブルスタンダード検定である。

２５　欠陥箇所番号 194　毛利輝元

194	108	囲み	「②300 年以上命脈を保った毛利氏」中，「輝元の時代には豊臣秀吉政権の重臣となり、関ケ原の戦いでは西軍の大将格として徳川家康に敗北しました」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (輝元が関ケ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。)	3-(3)

山川出版社ｐ120 には、「石田三成は、毛利輝元らの大名に呼びかけ、1600(慶長 5)年に家康と戦ったが敗れた(関ヶ原の戦い)」とある。この記述は間違っていないし、別に意見を付けるべきものではない。しかし、自由社に対する調査官の指摘を読むと、山川のこの記述にも、自由社に付けられたのと同様に、「生徒が誤解するおそれのある表現である。（輝元が関ヶ原で実際に戦闘に参加したかのように誤解する。）」という検定意見が付かなければならないはずだが、実際には何の検定意見も付いていない。ダブルスタンダード検定である。

２６　欠陥箇所番号 244　フェートン号事件

244	157	14	1808(文化5)年、イギリスの軍艦フェートン号は・・・出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水(薪と水)や食料を強奪しました(フェートン号事件)。(156 ページ表「②主な外国船の接近」中,フェートン号事件の「目的等」欄の「薪水強奪」も同様)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係)	3-(3)

フェートン号事件をやや詳しく書いている3社の記述を並べると、次のようになる。

▽東京書籍 p 136 本文･･･1808 年には、イギリスの軍艦が長崎の港に侵入する事件が起こりました。
・同 p 136 地図･･･イギリスの軍艦フェートン号が、オランダ船をとらえるために長崎港に侵入。オランダ商館員をとらえて、まきと水、食料を要求しました。

▽育鵬社 p 140･･･1808（文化 5）年、イギリスのフェートン号が長崎港に侵入し、オランダ商館員を連れ去り港内で乱暴をはたらくという事件が起こりました（フェートン号事件）。
・同 p 141 地図･･･イギリスの軍艦フェートン号がオランダの船を追って侵入。オランダ商館員を捕らえ、薪や水を強要。

▽自由社 p 157 本文･･･1808（文化 5）年、イギリスの軍艦フェートン号は、オランダ国旗を掲げてオランダ船を偽装し、長崎に入港しました。フェートン号は、出迎えたオランダの商館員をとらえ、湾内を探索し、薪水（ 薪と水）や食料を強奪しました（フェートン号事件）。

3社は基本的に同じことを書いている。この中で、自由社にのみ検定意見がついた。指摘事由の、「フェートン号事件当時のイギリスとオランダの関係」とは、両国が対立関係にあったことを書けということのようだが、「オランダ国旗を掲げてオランダ船を偽装」したのだから、対立関係にあったことは自明である。
もし、そういうことを言うのであれば、対立関係を明示的に書いていない、東京書籍と育鵬社にも「当時イギリスとオランダが対立していたことを記せ」との要求があってしかるべきであるが、何の検定意見もついていない。育鵬社・東京書籍と自由社の間で処遇に差をつけたダブルスタンダード検定である。

２７　欠陥箇所番号 105　大宰府と太宰府

105	50	側注3	大宰府は地方官庁、太宰府は地名。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (混用の例)	3-(3)

子供は二つの漢字を混同しやすい。漢字の使い分けがわからない。この注記は漢字の使い分けについてワンポイントで注意を与えておこうとした教育的配慮である。
ところが、文科省はこれを欠陥箇所に仕立て上げる。大宰府と太宰府は過去に「混用」した例があるから、注記の一般法則は成り立たないと言いたいのである。しかし、過去に混用の例があるとしても、現在、慣行として成立しているルールを教えておくことは、知的にも実用的にも十分に意味のあることなのであ

る。当の福岡県太宰府市のホームページには次のように書かれている。

＜古代におけるダザイフの正式な表記は、現存する古代の印影（押印された印の文字）が「大宰之印」であることから、「大宰府」であったと考えられています。

しかし、奈良時代の文書にも、すでに「太宰府」と表記されているものがあります。その後、中世からは「太宰府」と表記する文書が多くなり、近世以降はほとんど「太宰府」と表記するようになっているようです。これらの表記の使い分けについては、断定するまでは至っておらず、現在でも研究されているところです。

ただ昭和３０年代末頃、九州大学の鏡山猛（かがみやまたけし）教授が地名や天満宮など以外は「大宰府」と表記するようにされたことをきっかけとして、一般には古代律令時代の役所、およびその遺跡に関するダザイフは「大宰府」、中世以降の地名や天満宮については「太宰府」と表記されるようになりました。現状では、行政的な表記もこれにならい、「大宰府政庁跡」「太宰府市」というように明確に使い分けています＞

要約すると、古代の正式表記は「大宰府」だったが、奈良時代から「太宰府」という表記も現れ、中世・近世には「太宰府」の表記が多く使われてきたが、昭和３０年代以降は、古代律令時代の役所とその遺跡は「大宰府」、中世以降の地名と天満宮は「太宰府」と表記する慣行が一般化した、ということである。自由社教科書の注記には何の問題もない。このような教育的配慮を無視するのは不当･不正な検定である。

さらに、これは同じことを他社が記述してもおとがめなしの「ダブスタ検定」でもある。次の一文を御覧頂きたい。

山川出版社　59 ページ

「大宰府政庁跡（太宰府市）」「遠（とお）の朝廷（（みかど）」と呼ばれ、九州全体を統括するとともに国の外交や軍事の拠点である役所「大宰府」が置かれた。･･･」（写真説明）

ここで、大宰府は地方官庁、太宰府は地名と書き分けており、自由社と本質的に変わりがない。自由社が混用の例がある」から認められないとするなら、「大宰府政庁跡」も一概には言えず認められない、としなければならない。一方の側だけわずかな「混用」を理由に重箱の隅をつつくような理由を付けて検定意見を付けるとは、自由社を不合格とするための悪意ある検定であると言わざるを得ない。

そもそも、自由社の書き方のほうがはるかに生徒の理解に役立つ。何の説明もなく、ただ並立的に「大宰府政庁跡（太宰府市）」と示された記述とどちらが教育的配慮をしているかを考えてもらいたい。

２８　欠陥箇所番号 256　太政官

256	166	囲み	「③太政官(新政府)を構成する要人」中，「※「太政官」の読み方　日本の律令制では「だいじょうかん」、明治維新政府は「だじようかん」　と読みます」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (断定的に過ぎる。)	3-(3)

律令官制における太政官は、神祇官と並ぶ二官の一つで、「だいじょうかん」と読まれた。明治期の太政官は、古代律令制のものと区別して、慣習的に「だじょうかん」と読まれている。教える側の教師としては、正確に伝えなくてはならない。すると、熱心な生徒は、どうして読み方が違うのか必ず不審に思う。教科書の注か、図のキャプション等に読み方の違いの説明が少しでもあれば、現場の教師としては、授業を進める際の大きな助けになる。

さらに、古代律令制の太政官と明治期の太政官との読み方の違いから、発展的な学習も期待できる。つまり、学習指導要領で強調されている主体的・対話的な学びへと発展し、思考力・判断力・表現力の育成へと繋がっていく可能性もある。

「生徒が誤解するおそれのある表現」との文科省の指摘だが、むしろ、「生徒の無用な誤解を少なくする」ために、あえて分かり易く表記している。また、混用の可能性はまったくないとは言えないが、このように概括することは生徒の知識整理に有用であり、教育的な配慮である。このような観点を無視する教科書検定は不当・不正である。

他社の記述を見よう。東京書籍、教育出版、帝国書院、日本文教出版、育鵬社、山川出版社の６社の記述はいずれも、古代律令国家時代は「だいじょうかん」、近代の明治時代になって「だじょうかん」と読まれた、ということを自明のこととして振り仮名を振り、文科省も当然として検定意見を付けていないことが分かる。「（自由社は）断定的に過ぎる」というが、全社が「断定」しているではないか。自由社を狙い撃ちしたと言われても仕方のない検定意見である。

自由社以外の他社は、読みの変遷を明示していない。従って、古代で「だいじょうかん」と教わった生徒にとって近代にはいったら「だじょうかん」になるので、とまどうはずである。「断定的に過ぎる」とレッテルを貼られた方が、検定は合格したが配慮には欠けた方よりはるかに教育的配慮を払っているといえるのではないか。

《参考》検定合格６社の記述

東京書籍

40 ページ「律令国家の成立と平城京」で「律令国家では、天皇の指示で政治を行う太政官（だいじょうかん）や、その下（もと）で実務に当たる八省など多くの役所が設けられました。」（本文）
41 ページ側注「律令による役所の仕組み」組織図中、「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名
48 ページ　摂関政治の項「摂関政治は 11 世紀前半の藤原道真とその子頼道のころが最も安定し、太政官（だいじょうかん）の役職の多くを藤原氏が独占しました。」
49 ページコラム　「藤原道長の直筆日記」のキャプション及び現代語訳に「太政官に「だいじょうかん」の振り仮名。

律令国家から摂関政治において「太政官」は「だいじょうかん」の振り仮名あり。明治維新の項 169 ページに「…同時に政府では、倒幕の中心勢力であった薩摩、長州、土佐、肥前の４藩の出身者や少数の公家が政権を握りました。…」（本文）の側注の組織図「新政府の仕組みと正院の政治家たち」の「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名あり。

教育出版

43 ページ「中央の朝廷には、天皇のもとで政治の方針を決める太政官（だいじょうかん）」政官や政治のさまざまな実務を分担する八省などの役所がおかれました。」（本文）
同「太政官（だいじょうかん）による役所の仕組み」（側注組織図）「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。

168 ページ「政府は、太政官（だじょうかん）という機関を設けて政治を運営しました。」（本文）

帝国書院

39 ページ「…天皇を頂点とした太政官（だいじょうかん）が政策を決め…」（本文）

38 ページ「律令国家の政治のしくみ」（側注組織図）に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名あり。

170 ページ「…新たな政治の方針を示すとともに,古代の政治の しくみにならって太政官制を採用し

ました。」（本文）
　同「②明治政府の仕組み」（側注組織図）に「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名あり。
※「ｐ38 の古代の政治のしくみと同じ部分を挙げてみよう」と生徒に提起しながら太政官の読みが異なることを取りあげていない。

日本文教出版
　45 ページ「天皇や太政官（だいじょうかん）の仕事」（コラムタイトル）
同「律令国家の政治」（側注組織図）「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。
180 ページ「新政府は古代の律令国家にならって、中央に太政官（だじょうかん）という機構を新設して権力を集中しましたが、…」（本文）

育鵬社
　52 ページ「….天皇の もとには神々のまつりを受け持つ神祇官と.国の政治を担当する太政官が置かれました(二官)。」（本文）
　53 ページ「律令政治（中央）のしくみ」（側注組織図）に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名あり。
　178 ページ「明治政府のしくみ」（側注組織図）「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名。

山川出版社
　40 ページ「中央行政は,神祇官 ・太政官（だいじょうかん）の二官と,太政官の下で政務を分担する八省(二官八省)によって行われ…」（本文）
同「律令国家の仕組み」（側注組織図）に「太政官」に「だいじょうかん」の振り仮名。
173 ページ「藩閥政府（1871 年ころ）」（側注組織図）「太政官」に「だじょうかん」の振り仮名。

２９　欠陥箇所番号２５８　「蛍の光」４番

258	172	囲み	「④「蛍の光」と国境」中，「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」	生徒が誤解するおそれのある表現である。（断定的に過ぎる。）	3-(3)

　この検定意見に対する反論は、『教科書抹殺』（飛鳥新社）210 ページ（事例 58）にあるが、さらにダブルスタンダードでもあるということをここで付け加える。
　その後、山川出版社の教科書に歌詞の変遷を示す記述があり、こちらは合格していることが判明した。皮肉なことに、ここに示されている歌詞の変遷こそが立派な「史料的根拠」になるのではなかろうか。
山川出版社
「… 現在では２番までの歌詞が歌われることが多いが,３番･４番の歌詞についてはあまり知られていない。下に挙げているのは４番の歌詞の冒頭の変遷である。日本の領土拡大とともに歌詞がどのように変更されているか見てみよう。

①千島の奥も 沖縄も 八洲の内の 守りなり
　　（小学唱歌集初編に所収された歌詞）

②千鳥の奥も 台湾も 八洲の内の 守りなり
（日清戦争後）
③台湾の果ても 樺太も 八洲の内の 守りなり
（日露戦争後）　…」

３０　欠陥箇所番号６７　金印

67	35	囲み	「⑥「漢委奴国王」の金印」中，「西暦 57 年、「倭の奴国が朝貢したので、光武帝は金印を賜った」という記事が『後漢書』にのっています。」	不正確である。 （「金印を賜った」）	3-(1)

文科省が交付した「反論認否書」には＜『後漢書』の原文に「印綬」とある。反論は認められない＞と書かれている。この項目もダブスタ事例である。

文科省は『後漢書』の記載通り「印」ではなく「印綬」を授かったと書けということだが、文科省の基準に適合するのは、側注や欄外の紹介で触れている２社（東京書籍、山川出版社）だけである。また、「印」ではなく「印など」とする２社がある。「など」に「綬」が含まれると大甘に解釈したとしても文科省の基準には達しないはずだ。

自由社同様、「印」だけを書いているところが、帝国書院、日本文教出版、育鵬社と３社あるが、これらに検定意見はついていない。だから、自由社への欠陥指摘は失当である。

検定合格６社の記述は以下のとおりである。

１．文科省のいう「印綬」に触れているもの

東京書籍

33 ページ「…また「後漢書」には、現在の福岡県にあった奴国の王が、１世紀半ばに漢に使いを送り、皇帝から金印を授けられたと記されています。福岡県から発見された「漢委奴国王」と刻まれた金印は、このときのものと考えられています。」（本文）

同「「漢委奴国王」と刻まれた金印…金印は、国王が皇帝にあてて送る文書に封をするのに使うものです。この金印は、江戸時代に志賀島（福岡県）で発見されました。」（側注写真説明）

同「「後漢書」東夷伝　建武中元２（57）年に倭の奴国が漢に朝貢したので、光武帝は印綬（印とそれを結びとめるひも）をおくった。…」（側注）

山川出版社

32 ページ「『後漢書』には、紀元 57 年に漢（後漢）の皇帝である光武帝が、倭の奴国王に金印を与えたことが記されている。江戸時代に博多湾の志賀島（福岡県）から見つかった「漢委奴国王」と刻まれた金印がこれに当たると考えられている。」（コラム「中国の記録に見る日本列島」本文）

同「『後漢書』東夷伝（１世紀から２世紀ごろの日本）建武中元二年、倭の奴国、貢を報じて朝貢す。－光武、報ふに印綬を以てす。　現代語訳　倭の奴国の王が後漢に朝貢し、光武帝より、「漢委奴国王」の印綬をたまわった。」（欄外史料「中国の歴史書にみる日本列島の様子」）

２．「印綬」とは記述してないが「印など」としているもの

教育出版

25 ページ「…続いて中国を支配した漢は、領土を広げて大帝国を築き、周辺の国々の王にも印などを与え、皇帝の臣下とみなしました。」（本文）

33 ページ「…また『後漢書』には、1 世紀の中ごろ、九州北部の支配者の一人が中国に朝貢の使者を送り、皇帝から印を与えられたとあります。」（本文）
同「「漢委奴国王」と刻まれた金印…江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。」（側注写真説明）

学び舎
30 ページ「…周辺の国々は使者を送り、皇帝から王の位を認めてもらい、金印などをあたえられました。」（本文）
31 ページ「「漢委奴国王」の金印…江戸時代に志賀島（福岡県）で発見された。」（側注写真説明）
同「…紫色のひもで持ち手を結んだ「親魏倭王」の金印が、卑弥呼に授けられました。」（卑弥呼の項、本文）

３．自由社と同じ「印」のみ記述して「綬」に触れていないもの
帝国書院
28 ページ「…また、1 世紀半ばの歴史書（『後漢書』）には、奴国（現在の福岡市付近）の王が漢に使いを送り、皇帝から金印を与えられたと書かれています。」（本文）
同「１～２世紀ごろの日本…倭の奴国が、貢ぎ物を持ってあいさつにきた。…漢の皇帝は奴の国王に印を授けた。…（『後漢書』東夷伝より要約）」（欄外史料）
同「「漢委奴国王」と彫られた金印　江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。…」（側注写真説明）

日本文教出版
31 ページ「…1 世紀の中ごろ、倭の奴の国王が漢の皇帝に使節を送り、金印をもらって王の地位を認められたことなどが書いてあります。」（本文）
同「「漢委奴國（国）王」という文字がほられた金印…江戸時代に志賀島（福岡市）で発見されました。」
育鵬社
35 ページ「紀元後 1 世紀には、使いを送った倭の奴国の王が皇帝から金印をあたえられたと記されています。」（本文）
同「金印…蛇の形の印で、「漢委（倭）奴国王」と刻まれている。のちの江戸時代に発見された。…」（側注写真説明）